

埼玉県NPO懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 日本一NPO活動がしやすい県づくりを推進し、NPO活動の活性化を図るとともに、NPOと行政との相互連携のあり方や本県が取り組むべき関連施策等について幅広く意見を聴くため、埼玉県NPO懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) NPO活動の促進方策に関する事項
- (2) NPOと行政との協働に関する事項
- (3) NPO協働提案推進事業における審査に関する事項
- (4) その他前各号に関連する事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次のうちから県民生活部長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) NPO活動実践者
- (3) 企業関係者
- (4) 関係機関の職員
- (5) 市町村職員及び県職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 この懇話会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところにより、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、県民生活部NPO活動推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

